

15 人権の尊重

○男女共同参画推進事業（市民協働推進課） 1,800 千円（440 千円） 予算書 P87

[一財：1,800 千円]

（目的及び期待する効果）

男女それぞれが自立し、自らの個性と能力によって多様な選択の幅を広げ、お互いを尊重し合い、対等なパートナーとして共に積極的に社会に参画することのできる「男女共同参画社会」の早期実現を図る。

（内容）

- ・第二次守谷市男女共同参画推進計画策定
- ・「広報もりや」への啓発記事連載
- ・市ホームページでの関連情報提供
- ・男女共同参画推進ネットワーク会員によるセミナー・フォーラムの開催
- ・ハーモニーフライトいばらき参加者への参加費補助

○同和対策啓発事業（市民協働推進課） 2,072 千円（2,225 千円） 予算書 P90

[一財：2,072 千円]

（目的及び期待する効果）

同和問題をはじめ、人権問題に関する正しい認識と理解を深め、差別の解消を図るため、市民に対し啓発活動を積極的に実施する。

（内容）

- ・人権教育講演会の実施
- ・人権問題職員研修会の実施
- ・運動団体主催研修会、勉強会、大会への参加
- ・小中学校教諭の同和問題研修会での講演
- ・人権週間に市内駅及び店頭での街頭啓発
- ・人権施策推進協議会の開催

○地域改善対策啓発推進補助事業（市民協働推進課） 2,600 千円（2,600 千円） 予算書 P90

[一財：2,600 千円]

（目的及び期待する効果）

地域住民の生活の安定及び福祉の向上並びに同和対策事業の円滑な推進を図り、同和問題の解決に寄与することを目的として活動する運動団体に対しての活動費等の補助を行う。

（内容）

- ・運動団体守谷支部（2 団体）への補助金の交付

○文化会館運営事業（市民協働推進課） 3,711 千円（3,738 千円） 予算書 P90

[国・県：1,023 千円 一財：2,688 千円]

*国・県積算根拠（単位：千円）

[県補：文化会館運営費補助金（相談事業の充実分） 1,364,000 円×3/4=1,023 千円]

（目的及び期待する効果）

人権啓発に関する市民交流の拠点としての活動を行い、人権問題の速やかな解決に努める。また、地域住民からの生活上の相談に応じ、関係行政機関と緊密な連携を保ちながら必要な指導を行い、福祉の向上を図る。

（内容）

- ・県及び県内 4 市 2 町の隣保館による啓発事業の推進と、隣保館職員の資質の向上を図るための情報交換・研修会の実施及び参加
- ・職業相談の実施
- ・生活相談員 2 名による地域住民に対する生活相談の実施
- ・貸館業務（受付及び許可書の発行）、図書の出し、住民票等の交付、テニスコートの使用料

の受領及び許可書の発行業務

○文化会館施設維持管理事業（市民協働推進課） 4,441千円（4,236千円） 予算書 P92

[国・県：499千円 その他：345千円 一財：3,597千円]

*国・県積算根拠（単位：千円）

[県補：文化会館運営費補助金（休日等開館事業分） 5,896円×113日×3/4≒499千円]

*その他積算根拠（単位：千円）

[使用料：文化会館使用料 344千円]

[使用料：文化会館施設行政財産使用料 1千円]

（目的及び期待する効果）

施設の適切な維持管理により、快適な環境でのサービス提供に努めるとともに、管理コストの削減を図る。

（内容）

施設の法定に基づく定期点検のほか、清掃、警備、植栽管理及び施設管理業務の一部を委託することにより、適切な管理を行う。

○家庭児童相談事業（児童福祉課） 4,973千円（5,166千円） 予算書 P116

[一財：4,973千円]

（目的及び期待する効果）

0歳児から18歳までの児童にかかわる家庭内の問題や教育上の問題など、多種多様な問題に対し、家庭相談員が専門的な対応をすることで、問題の解消、又は不安の軽減が図られ、児童が安心して育つ環境作りができる。また、要保護児童に対しては、ネットワークを通じて各関係機関と連携を図り、早期発見・早期対応をすることで、児童の生活環境の改善を図る。

（内容）

- 1 電話相談、訪問相談、出張相談、来室相談及びプレイセラピーなどの相談業務を行う。
- 2 「守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会」において、要保護児童の早期発見やその適切な保護を図るために必要な活動を行う。（情報交換並びに関係機関の連携及び協力の推進に関する協議や広報・啓発活動の推進）